

# 長与町農業委員会議事録

令和8年3月25日

長与町農業委員会



# 令和8年3月農業委員会総会

1. 日時 令和8年3月25日(水) 9時30分から12時00分

2. 場所 長与町役場4階会議室

3. 農業委員会委員 出席委員(11名)

会長	1番	水谷 勉			
委員	2番	崎山 光子	3番	辻田 滋子	4番 原田 正利
	5番	坂本 謙二	6番	栗山 将和	7番 坂口 吉晴
	8番	池田 八千代	10番	柿本 透	11番 山口 多美子
	12番	山中 庄八郎			

4. 農地利用最適化推進委員 出席委員(8名)

1番	池田 洋祐	2番	尾崎 明光	3番	田中 光夫
4番	山口 正則	5番	増田 博光	6番	吉川 直行
7番	谷口 勝久	8番	尾崎 勝文		

5. 農業委員会委員 欠席(1名) 9番 山口 和幸

6. 議事日程

第1	議事録署名委員の指名	4番 原田 正利	5番 坂本 謙二
第2	第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について		
	第2号議案 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の意見審議について		
	第3号議案 「令和8年度最適化活動の目標の設定等」について		
第3	第1号報告 農地転用専決処分について		

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	荒木 啓二
農政農地係長	森 雅之
農政農地係主任	竹中 敦月

事務局 それでは、報告にうつります。長与町農業委員会総会規則第6条により、総会は在任委員の過半数の出席をもって成立することとなっております。

本日は、委員12人中11人の出席をいただいておりますので総会が成立することを報告いたします。なお、農地利用最適化推進委員は8人全員の出席でございます。本日の欠席は、9番 山口 和幸 委員です。では、ここからの議事等の進行を水谷会長お願いいたします。

議長 それでは、令和8年3月の農業委員会総会を開催いたします。

まず、始めに日程第1の農業委員会総会規則第18条の規定により、議事録署名委員を2名、指名いたします。4番 原田 正利 委員、5番 坂本 謙二 委員を指名いたします。

日程第2 本日は

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請が1件

第2号議案 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の意見審議が9件

第3号議案 「令和8年度最適化活動の目標の設定等」について

報告事項は 農地転用専決処分の報告が3件

及び行事報告を予定しております。

それでは、日程第2 提出された議案の審議に入ります。

第1号議案 「農地法第3条の規定による許可申請について」を審議いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。

第1号議案の1ページをお開きください。資料につきましてはNo.1をご参照ください。

1枚目が就農計画、2枚目が営農計画書と現況写真となっております。

整理番号4

申請地 長与町丸田郷（地番）

地目 畑、面積 585㎡です。農地区分は、農用地区域外 になります。

申請者は、

賃貸人が、長与町丸田郷（地番） （氏名）

賃借人が、長与町三根郷（地番） （氏名）

申請目的は、賃貸借権設定です。

期間は令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間で新規の契約となります。

年間の借賃は〇〇円で、10aあたりは〇〇円となります。

備考欄に記載のとおり、賃借人は新規就農者ですが、夫婦で町のふれあい農園を利用しており、より広い畑で作物を育ててみたいという思いから、申請地1,500㎡のうち585㎡を借りて耕作を行います。義両親の協力を得ながら通年で野菜の栽培を予定しています。自家消費程度で販売等はいりません。

労働力は4人です。市街化調整区域となります。

土地の所在を説明します。2ページをご覧ください。

図面の上側に団地がございます。団地の北西側に位置した、赤色で表示している場所が申請地です。なお、農地の正確な形状等につきましては、3ページで確認いただければと思います。以上です。

議長  ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので説明をお願いします。  
増田 博光 推進委員

推進委員  3月16日10時50分頃に、水谷会長、崎山職務代理、原田委員と私、事務局2名、それと  
5番  譲受人家族3名の計9名で現地確認をしました。説明にもありましたように、ふれあい農園でもやっていたという事ですので、畑を耕作する事については何の問題もないと思います。以上です。

議長  続きます、担当農業委員さんお願いします。4番 原田 正利 農業委員

4番  増田委員が説明されたとおりです。(賃貸人)の経済的負担がこれで軽減されるのは、本当に良い事ではないかと思えます。とても良い案件だと思えました。以上です。

議長  説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

(意見・質問なし)

議長  それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。  
説明のとおり、説明のとおり、農地法第3条の規定による許可申請を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局  (挙手を確認 議長に報告)

議長  挙手された農業委員が過半数を超えていますので許可することに決定いたします。  
続いて、第2号議案「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の意見審議」を審議いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局  それでは第2号議案 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の意見審議

について、説明いたします。第2号議案の1ページをお開きください。1件目です。

整理番号 13

農地中間管理機構から利用権の設定等を受ける者の氏名及び住所は、

(氏名) 長与町岡郷 (地番)

農地中間管理機構に利用権の設定等を行う者の氏名及び住所は、

(氏名) 長与町岡郷 (地番)

権利対象の土地は、

所在 岡郷 (地番) 地目 畑、面積 751 m<sup>2</sup>です。

権利の種類は使用貸借で、具体的な作物名は果樹です。

期間は令和8年6月10日から令和13年6月9日までの5年間で新規の契約になります。

土地の所在を説明します。2ページをご覧ください。

図面の下側に(施設名)がございます。(施設名)の北側に位置した赤色で表示してある場所が申請地です。以上です。

議長

ただ今の説明に関連して現地確認を行っていますので説明をお願いします。

尾崎 勝文 推進委員

推進委員

3月16日午前9時30分頃より水谷会長、崎山職務代理、山口委員、私と事務局2名の6名で現地確認を行いました。現地は中晩柑が植わっており、すぐにでも収穫ができる状態なので良い事だと思いますし何の問題もないと思います。以上です。

8番

議長

続きまして、担当農業委員さんお願いします。11番 山口 多美子 農業委員

11番

3月16日に尾崎委員の説明のとおり現地確認を行いました。(使用貸人)の畑は良く管理されており、それを(使用借人)が新規で借りられるという事で、すぐに収穫ができるので、とても良かったと思いました。以上です。

議長

説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

(意見・質問なし)

議長

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり、農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の意見審議について、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局 (挙手を確認 議長に報告)

議長 挙手された農業委員が過半数を超えていますので、異議がないことに決定いたします。続いて、2件目の説明をお願いします。

事務局 続きます、2件目です。第2号議案の3ページをお開きください。  
整理番号 14  
農地中間管理機構から利用権の設定等を受ける者の氏名及び住所は、  
(氏名) 長与町岡郷 (地番)  
農地中間管理機構に利用権の設定等を行う者の氏名及び住所は、  
(氏名) 長崎市東山手町 (地番)  
権利対象の土地は、  
所在 岡郷 (地番) 地目 田、面積 1,077 m<sup>2</sup>です。  
権利の種類は使用貸借で、具体的な作物名は水稲です。  
期間は、令和8年6月10日から令和13年6月9日までの5年間です。  
平成29年から借り入れており、今回3回目の更新となります。  
土地の所在を説明します。4ページをご覧ください。  
図面の上側に(施設名)がございます。(施設名)の南側に位置した赤色で表示してある場所が申請地になります。以上です。

議長 ただ今の説明に関連して現地確認を行っていますので説明をお願いします。  
尾崎 勝文 推進委員

推進委員 8番 同じく3月16日に先ほどの6名で現地を確認しました。圃場はきちんと管理されていて、継続という事で何の問題もないと思います。以上です。

議長 続きます、担当農業委員さんお願いします。11番 山口 多美子 農業委員

11番 はい、尾崎委員と同じで、きちんと管理をされておりましたし継続という事なので問題はないと思います。以上です。

議長 説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

(意見・質問なし)

議長

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり、農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の意見審議について、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局

(挙手を確認 議長に報告)

議長

挙手された農業委員が過半数を超えていますので、異議がないことに決定いたします。

続いて、3件目の説明をお願いします。

事務局

続きます、3件目です。第2号議案の5ページをお開きください。

整理番号 15

農地中間管理機構から利用権の設定等を受ける者の氏名及び住所は、

(氏名) 長与町岡郷 (地番)

農地中間管理機構に利用権の設定等を行う者の氏名及び住所は、

(氏名) 長与町岡郷 (地番)

権利対象の土地は、

所在 岡郷 (地番) 地目 畑、面積 3,312 m<sup>2</sup>です。

権利の種類は使用貸借で、具体的な作物名は果樹です。

期間は、令和8年6月10日から令和13年6月9日までの5年間です。

平成28年から借り入れており、今回1回目の更新となります。

土地の所在を説明します。6ページをご覧ください。

図面の右側に(施設名)がございます。(施設名)の北東側に位置した赤色で表示してある場所が申請地になります。以上です。

議長

ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので説明をお願いします。

尾崎 勝文 推進委員

推進委員

同じく3月16日に先ほどの6名で現地を確認しました。圃場はきちんと管理されていて、継続という事で何の問題もないと思います。以上です。

8番

議長

続きます、担当農業委員さんをお願いします。11番 山口 多美子 農業委員

11 番

はい。こちらもちちんと管理されており、継続で問題ないと思います。

議長

説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

(意見・質問なし)

議長

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり、農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の意見審議について、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局

(挙手を確認 議長に報告)

議長

挙手された農業委員が過半数を超えていますので、異議がないことに決定いたします。続いて、4件目の説明をお願いします。

事務局

続きます、4件目です。第2号議案の7ページをお開きください。

整理番号 16

農地中間管理機構から利用権の設定等を受ける者の氏名及び住所は、

(氏名) 長与町齊藤郷 (地番)

農地中間管理機構に利用権の設定等を行う者の氏名及び住所は、

(氏名) 長与町齊藤郷 (地番)

権利対象の土地は、

所在 齊藤郷 (地番)

地目 田、面積 391 m<sup>2</sup> 以下3筆。3筆合計 1,727 m<sup>2</sup>です。

権利の種類は賃貸借で、具体的な作物名は水稲です。

期間は、令和8年6月10日から令和13年6月9日までの5年間です。

平成26年から借り入れており、今回4回目の更新となります。

年間の借賃は 〇〇円で、10aあたりは〇〇円となります。

土地の所在を説明します。8ページをご覧ください。

図面右側に(施設名)がございます。(施設名)の西側に位置した赤色で表示してある場所が申請地になります。以上です。

議長

ただ今の説明に関連して現地確認を行っていますので説明をお願いします。

谷口 勝久 推進委員

推進委員 3月16日10時20分頃から水谷会長、崎山職務代理、山口委員、私と事務局2名の6名  
7番 で現地確認を行いました。(賃貸人)の田を(賃借人)が相対で契約していたものを中間管理  
機構に切り替えて5年間借り受けるそうです。しっかり管理もしているので問題ないと思  
います。以上です。

議長 続きます、担当農業委員さんお願いします。5番 坂本 謙二 農業委員

5番 はい、(賃借人)は水田を大体9反から10反程度所有し、他にも水田を借りていて、今回  
の分を加えると大体13反位になると思います。水田の管理も良く行っておりますので、継  
続は問題ないと思います。以上です。

議長 説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

(意見・質問なし)

議長 それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり、農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の意見審議につ  
いて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局 (挙手を確認 議長に報告)

議長 挙手された農業委員が過半数を超えていますので、異議がないことに決定いたします。  
続いて、5件目の説明をお願いします。

事務局 続きます、5件目です。第2号議案の9ページをお開きください。  
整理番号17  
農地中間管理機構から利用権の設定等を受ける者の氏名及び住所は、  
(氏名) 長与町本川内郷(地番)  
農地中間管理機構に利用権の設定等を行う者の氏名及び住所は、  
(氏名) 長与町岡郷(地番)  
権利対象の土地は、  
所在 斉藤郷字(地番) 地目 田、面積 1,238㎡ です。  
権利の種類は賃貸借で、具体的な作物名は水稲です。  
期間は、令和8年6月10日から令和13年6月9日までの5年間です。

平成 28 年から借り入れており、今回 1 回目の更新となります。  
年間の借賃は ○○円で、10a あたりは○○円となります。  
土地の所在を説明します。10 ページをご覧ください。  
図面左上側に（施設名）がございます。（施設名）の南東側に位置した赤色で表示してある  
場所が申請地になります。以上です。

議長 　　ただ今の説明に関連して現地確認を行っていますので説明をお願いします。  
谷口 勝久 推進委員

推進委員 　　3 月 16 日に先ほどのメンバーで現地確認をしました。（賃貸人）の田を（賃借人）が相対  
7 番 　　で契約していたものを中間管理機構に切り替えて 5 年間借り受けるそうです。しっかり管理  
もされているので問題ないと思います。以上です。

議長 　　続きます、担当農業委員さんお願いします。5 番 坂本 謙二 農業委員

5 番 　　ちょっと（地名）の方で私は（賃借人）の事は良く存じ上げないんですが、この水田は毎  
年良く管理をされておりますし、継続で特に問題ないと思います。以上です。

議長 　　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

（意見・質問なし）

議長 　　それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。  
説明のとおり、農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の意見審議につい  
て、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局 　　（挙手を確認 議長に報告）

議長 　　挙手された農業委員が過半数を超えていますので、異議がないことに決定いたします。  
続いて、6 件目の説明をお願いします。

事務局 　　続きます、6 件目です。第 2 号議案の 11 ページをお開きください。  
整理番号 18

農地中間管理機構から利用権の設定等を受ける者の氏名及び住所は、  
（法人名） 長与町齊藤郷（地番）  
農地中間管理機構に利用権の設定等を行う者の氏名及び住所は、  
（氏名） 長与町三根郷（地番）  
権利対象の土地は、  
所在 三根郷（地番） 地目 畑、面積 2,610 m<sup>2</sup>です。  
権利の種類は賃貸借で、具体的な作物名は 果樹です。  
期間は、令和8年6月10日から令和13年6月9日までの5年間です。  
令和3年から借り入れており、今回1回目の更新となります。  
年間の借賃は〇〇円で、10aあたりは〇〇円となります。  
土地の所在を説明します。12ページをご覧ください。  
図面左側に（施設名）がございます。（施設名）の東側に位置した赤色で表示してある場所  
が申請地になります。以上です。

議長 ただ今の説明に関連して現地確認を行っていますので説明をお願いします。  
田中 光夫 推進委員

推進委員 3月16日11時頃に水谷会長、崎山職務代理、坂口委員、事務局2名と私の6名で現地を  
3番 確認しました。現地は良く管理をされており、近くには無人販売機を設置しあり、熱心にや  
っていると思います。継続という事で何も問題ないと思います。以上です。

議長 続きまして、担当農業委員さんお願いします。7番 坂口 吉晴 農業委員

7番 田中委員の説明のとおりだと思います。（賃貸人）も高齢で管理が難しい所を借り受けてか  
ら耕作しているので良い事だと思います。以上です。

議長 説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

（意見・質問なし）

議長 それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。  
説明のとおり、農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の意見審議につい  
て、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局 (挙手を確認 議長に報告)

議長 挙手された農業委員が過半数を超えていますので、異議がないことに決定いたします。続いて、7件目の説明をお願いします。

事務局 続きまして7件目です。第2号議案の13ページをお開きください。  
整理番号19  
農地中間管理機構を通じて利用権の設定等を受ける者の氏名及び住所は、  
(氏名) 長与町三根郷(地番)  
農地中間管理機構に利用権の設定等を行う者の氏名及び住所は、  
(氏名) 長与町平木場郷(地番)  
権利対象の土地は、  
所在 三根郷(地番) 地目 畑、面積 150㎡ です  
権利の種類は 賃貸借で、具体的な作物名は野菜です。  
期間は、令和8年6月10日から令和13年6月9日までの5年間です。  
令和5年から借り入れており、今回1回目の更新となります。  
年間の借賃は ○○円で、10aあたりは○○円となります。  
土地の所在を説明します。14ページをご覧ください。  
図面右上側に(施設名)がございます。(施設名)の南西側に位置した、赤色で表示してある場所が申請地になります。以上です。

議長 ただ今の説明に関連して現地確認を行っていますので説明をお願いします。  
田中 光夫 推進委員

推進委員 3番 こちらも先程のメンバーで現地確認を行いました。自宅と畑が近いという事もあり耕作しやすいのではないかと思います。継続という事もあり何の問題もないと思います。以上です。

議長 続きまして、担当農業委員さんお願いします。7番 坂口 吉晴 農業委員

7番 継続で問題ないとは思いますが、年間の借賃が他と比べて高く設定してあると感じました。以上です。

議長 説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

(意見・質問なし)

議長

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり、農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の意見審議について、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局

(挙手を確認 議長に報告)

議長

挙手された農業委員が過半数を超えていますので、異議がないことに決定いたします。続いて、8件目と9件目の説明をお願いします。

事務局

続きまして8件目と9件目は、関連しますのでまとめて説明いたします。8件目です。15ページをご覧ください。

整理番号 20

農地中間管理機構から利用権の設定等を受ける者の氏名及び住所は、

(氏名) 長与町本川内郷(地番)

農地中間管理機構に利用権の設定等を行う者の氏名及び住所は、

(氏名) 長与町本川内郷(地番)

権利対象の土地は、

所在 本川内郷(地番) 地目 畑、面積 370㎡以下4筆。4筆合計1,888㎡です。

権利の種類は使用貸借で、放牧地として利用します。

期間は、令和8年6月10日から令和13年6月9日までの5年間です。

令和元年から借り入れており、今回2回目の更新となります。

土地の所在を説明します。16ページをご覧ください。

上の地図をご覧ください。図面の下側に(施設名)がございます。(施設名)の北側に位置した、赤色で表示してある場所と、次に下の地図をご覧ください。図面の左上側に(施設名)がございます。(施設名)の南東側に位置した赤色で表示してある場所が申請地です。

続きまして9件目です。17ページをご覧ください。

整理番号 21

農地中間管理機構から利用権の設定等を受ける者の氏名及び住所は、

(氏名) 長与町本川内郷(地番)

農地中間管理機構に利用権の設定等を行う者の氏名及び住所は、

(氏名) 長与町本川内郷(地番)

権利対象の土地は、

所在 本川内郷(地番) 地目 畑、面積 701㎡以下5筆。5筆合計1,234㎡です。

権利の種類は使用貸借で、こちらも放牧地として利用します。

期間は、令和8年6月10日から令和13年6月9日までの5年間です。

令和元年から借り入れており、今回2回目の更新となります。

土地の所在を説明します。18ページをご覧ください。

上の地図をご覧ください。図面の真ん中に（施設名）がございます。（施設名）の東側に位置した赤色で表示してある場所と次に下の地図をご覧ください。図面の上部に（施設名）がございます。（施設名）の南側に位置した赤色で表示してある場所が申請地です。以上です。

議長

ただ今の説明に関連して現地確認を行っていますので担当農業委員さんお願いします。

8番 池田 八千代 農業委員

8番

3月16日に水谷会長、崎山職務代理、池田委員、事務局2名と私の6名で現地を確認しました。〇〇さんと〇〇さんの遊休農地を今回1回目の切り替えで借り受けるという事です。以前もこういう農地を借りて放牧をしているという事でしたので、（使用借人）にも確認をしましたが、現在〇〇を4頭飼育されているそうです。（使用借人）は今1人で頑張っておられて、今までメッシュの設置も1人で勉強して、いろいろ所にも習いにも行かれていたそうです。まずは管理をするという事でした。それで、放牧という形になって遊休農地をとにかく増やさないという気持ちも理解できますし、動物と関わりあうために頑張って、自分の理想に近づけようとする姿勢は良く感じられました。

今後は、繁殖まで手がけていきたいとも考えておられて、観光農園とか、そこまでいかなくても色々なイベントの時などに〇〇を連れて参加したいといった夢を語られていました。私としましても、遊休農地の解消にもなりますし良い事だと思います。以上です。

議長

続きまして、担当農業委員さんお願いします。10番 柿本 透 農業委員

10番

私が16日に現地確認に参加できなかったもので、23日に現地を確認に行きました。今回更新という事でしたけれども、周囲の農地あたりには特別影響がありませんので問題ないものと思っております。以上です。

議長

説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

（意見・質問なし）

議長

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり、農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の意見審議について、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局

(挙手を確認 議長に報告)

議長

挙手された農業委員が過半数を超えていますので、異議がないことに決定いたします。  
続いて、第3号議案「令和8年度最適化活動の目標の設定等」について事務局よりお願い  
します。

事務局

それでは第3号議案「令和8年度最適化活動の目標の設定等」について説明いたします。  
第3号議案をご覧ください。

昨年度から変更があっている数値について赤色で表示をしています。まず1ページ目をご  
覧ください。農業委員会の状況について、認定農業者と準ずる者の数値が変更しています。  
他の項目については変更ありません。続いて2ページ目です。Ⅱ最適化活動の目標1の(1)  
最適化活動の成果目標(1)農地の集積①現状及び課題について、管内の農地面積は507㎡  
のうち、これまでの集積面積は245.1㎡、集積率は48.3%です。集積面積がなかなか伸びない  
理由としましては、この集積面積というのが、認定農業者の方とか認定農業者に準ずるよ  
うな方に対しての集積に限定されていることが要因だと思います。次の②目標についてです  
が、今年度の新規集積面積を1.3haで昨年度と同じにしています。次の(2)遊休農地の解  
消①現状と課題の数値は今年度の農地調査によるA判定の数値を記載しています。昨年度と  
比較して全体で13.4ha増加している状況です。②目標についてですが、ア既存遊休農地の  
解消について、aの緑区分の遊休農地の解消については、例年どおり目標を5.0ha、bの黄区  
分の遊休農地の解消についても、前年同様16.0ha、次のイ新規発生遊休農地の解消の前年度  
に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積は今年度新たに発生した緑区分の農地で  
ある12.5haを目標面積としています。次の(3)新規参入の促進①現状については令和6年  
度の新規参入者が3経営体で経営面積が0.6ha、令和7年度が5経営体で経営面積0.2haと  
なっています。令和7年度は自家消費目的の方が多いため、経営面積も少ない数値になっ  
ています。次に3ページをご覧ください。②目標については、直近3年間の権利移動面積が  
10.6haで、平均の1割以上である1.1haを目標値としています。

次の2最適化活動の活動目標(1)推進委員等が最適化活動を行う目標数値を昨年同様に  
8日/月としています。ちなみに今年度や前の年度とかでいえば、1人当たりの活動日数は大  
体4日から5日という所になっております。(2)活動強化月間の設定目標については3回を  
目標としており、内容につきましては記載のとおりです。(3)新規参入相談会への参加につ  
いては、町部局で例年予定をしている相談会への参加を予定しています。昨年度は申込者が  
おらず開催されませんでした。簡単ではありますが説明は以上です。

議長

説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

(意見・質問なし)

議長 それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。  
提案のありました「令和8年度最適化活動の目標の設定等」について、農業委員の挙手で賛否をとります。この内容に、異議がない方は挙手をお願いします。

事務局 (挙手を確認 議長に報告)

議長 挙手された農業委員が過半数を超えていますので、この内容に決定いたします。  
これから報告事項に移ります。農地転用専決処分報告書の届出について事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、報告いたします。農地転用専決処分の報告です。  
農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出です。1件目です。  
報告事項の1ページをお開きください。資料につきましてはNo.2の1枚目と2枚目をご覧ください。1枚目が街区案内図、2枚目は仮換地指定図と現況写真です。高田南土地区画整理事業にかかる転用の届出になります。売買による所有権移転です。  
譲受人は、(法人名) 長与町吉無田郷(地番)  
譲渡人は、(氏名) 長与町高田郷(地番) です。  
届出の筆は1筆で、登記地目は畑です。高田郷(地番)、面積102㎡  
高田南土地区画整理事業の街区としては記載のとおり、(街区番号)、面積71㎡です。  
申請日 令和8年2月26日、専決処分の日 令和8年2月27日  
続いて2件目です。次のページをお開きください。資料につきましてはNo.2の1枚目と3枚目をご覧ください。1枚目が街区案内図、3枚目が仮換地指定図と現況写真です。  
居住用住宅道路として使用するためと配管の敷設を行うための地役権の設定となります。  
地役権者は、(氏名)・(氏名) 長与町高田郷(地番)  
設定者は、(法人名) 福岡市博多区博多駅前3丁目(地番)  
(氏名) 長与町高田郷(地番) です。  
届出の筆は1筆で、登記地目は田です。高田郷(地番)、面積277㎡です。  
高田南土地区画整理事業の街区としては記載のとおり(街区番号)、面積129㎡です。  
申請日 令和8年3月6日、専決処分の日 令和8年3月9日  
続いて3件目です。次のページをお開きください。資料につきましてはNo.3をご覧ください。現況写真と位置図です。遺跡発掘調査を行うための所有権の移転です。  
譲受人は、(氏名) 長与町嬉里郷(地番)  
譲渡人は、(法人名) 長与町高田郷(地番) です。  
届出の筆は1筆で、登記地目は畑です。嬉里郷(地番)、面積203㎡です。  
転用計画は、遺跡発掘調査です。  
申請日 令和8年3月16日、専決処分の日 令和8年3月17日  
以上のとおり、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第8条の規定により、専決処分をしたので報告いたします。

令和8年3月25日 長与町農業委員会 事務局長 荒木 啓二 以上です。

議長

ただ今、事務局から報告がありましたが何か尋ねたいことはありませんか。

(お尋ねなし)

議長

以上で、報告事項を終わります。次に、行事報告を、事務局お願いします。

事務局

(令和8年3月行事報告)

議長

最後に、4月の日程について事務局からお願いします。

事務局

4月の日程ですが、総会を24日(金)の16時からはいかがでしょうか。

(異議なし)

議長

これを持ちまして、本日の総会を終了いたします。